

# 独立行政法人水資源機構(法人番号6030005001745)の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当機構は、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的としており、この目的を達成するために、利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川及び筑後川において、各水系の水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の新築(水の供給量を増やすものは着手済み事業等のみ)又は改築を実施するとともに、愛知豊川用水施設を含めた完成施設の管理・運用を行っている。

当機構がこれらの公共的な事業の実施を主な業務としている法人であることを踏まえ、役員報酬水準を検討するにあたっては、国の事務次官の年間報酬額及び公共事業を実施している他の独立行政法人のうち、常勤職員数(当機構1,309人)や事業規模で比較的同等と認められる法人並びに同規模の民間企業の役員報酬額を参考として設定している。

#### 【参考】

- 事務次官年間報酬額・・・23,175千円(人事院「給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント」における平成28年度勧告後の報酬額)
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構・・・当該法人は独立行政法人として整備新幹線等の鉄道の建設、鉄道事業者及び海上運送事業者等による運輸施設整備促進のための助成、旧国鉄から承継した土地の処分や旧国鉄職員への年金支払等に関する業務を実施している(常勤職員数1,038人)。当該法人の「役職員の報酬・給与等の水準の公表」によれば、平成27年度の理事長の年間報酬額は、理事長A(9月30日退任):10,495千円、理事長B(10月1日就任):8,537千円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本給額等を勘案すると、2,120万円程度と推定される。同様の考え方により、理事については1,580万円程度、監事については1,430万円程度と推定される。
- 民間企業の役員報酬額・・・32,765千円(人事院「平成28年民間企業における役員報酬(給与)調査」における「1,000人以上3,000人未満の企業の平均値」)

#### ② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当機構においては、平成15年より業績手当において、業績手当の額に機構の業務実績に関する評価結果を勘案し、理事長が当該役員の職務実績に応じ、100分の10の範囲内で、それを増額し、又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

理事長

役員報酬支給基準は、月額及び業績手当から構成されている。月額については、独立行政法人水資源機構役員給与規程に則り、本給(1,106,000円)に地域手当(さいたま市:本給×100分の15)を加算して算出している。業績手当についても同規程に則り、業績手当基準額((本給+地域手当)+(本給×100分の25)+((本給+地域手当)×100分の20))に7月に支給する場合においては、100分の150、12月に支給する場合においては、100分の175を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額にその者の職務実績に応じて100分の10の範囲内でそれを増額し、又は減額した額としている(平成28年度においては増減無し)。

平成28年度においては、平成27年度人事院勧告に基づく給与法指定職の改定に準じた地域手当支給割合の引上げ(100分の1引上げ)を実施するとともに、平成28年度人事院勧告に基づく給与法指定職の改定に準じた業績手当支給率の引上げ(0.1月引上げ、年間3.25月)を実施した。

なお、給与抑制措置として、本給の6.5%カット(本給が反映される地域手当及び業績手当を含む。)、及び地域手当の異動保障の凍結を実施した。

副理事長

理事長に同じ。ただし、本給は950,000円である。

理事

理事長に同じ。ただし、本給は822,000円である。

監事

理事長に同じ。ただし、本給は744,000円である。

## 2 役員の報酬等の支給状況

| 役名   | 平成28年度年間報酬等の総額 |              |          |                            | 就任・退任の状況 |    | 前職 |
|------|----------------|--------------|----------|----------------------------|----------|----|----|
|      | 千円             | 報酬(給与)<br>千円 | 賞与<br>千円 | その他(内容)<br>千円              | 就任       | 退任 |    |
| 理事長  | 19,748         | 12,409       | 5,478    | 1,861 (地域手当)               |          |    | *  |
| 副理事長 | 17,122         | 10,659       | 4,706    | 1,599 (地域手当)<br>158 (通勤手当) |          |    | ◇  |
| 理事A  | 14,857         | 9,223        | 4,071    | 1,383 (地域手当)<br>180 (通勤手当) |          |    | ◇  |
| 理事B  | 14,933         | 9,223        | 4,071    | 1,383 (地域手当)<br>256 (通勤手当) |          |    | ※  |
| 理事C  | 14,764         | 9,223        | 4,071    | 1,383 (地域手当)<br>87 (通勤手当)  |          |    | ◇  |
| 理事D  | 14,761         | 9,223        | 4,071    | 1,383 (地域手当)<br>84 (通勤手当)  |          |    | ※  |
| 理事E  | 14,860         | 9,223        | 4,071    | 1,383 (地域手当)<br>183 (通勤手当) |          |    | ※  |
| 監事A  | 13,587         | 8,348        | 3,685    | 1,252 (地域手当)<br>302 (通勤手当) |          |    |    |
| 監事B  | 13,642         | 8,348        | 3,685    | 1,252 (地域手当)<br>357 (通勤手当) |          |    |    |

注1:「地域手当」は、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給している。

注2:役員は、本給の6.5%カット(本給が反映される地域手当及び業績手当を含む。)及び地域手当の異動保障を凍結する措置を実施しており、年間報酬等の総額はこれらの措置後の額を計上している。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄としている。

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

理事長 役員報酬の支給水準の設定の考え方は I-1-①で述べたとおりであり、また、平成27年度の業務実績に関する評価において、中期目標における所期の目標を達成していると認められるとの評価(B評価)を得ている。  
これを踏まえた理事長の報酬等の支給状況は I-2で示したとおりであり、国の事務次官の年間報酬額、同規模の独立行政法人及び民間企業の役員年間報酬額と比較考慮したうえで決定されており、その報酬水準は妥当なものであると判断している。

副理事長 役員報酬の支給水準の設定についての考え方は I-1-①で述べたとおりであり、副理事長は、理事長の定めるところにより、当機構を代表し、理事長を補佐して当機構の業務を掌理する役目を担っていることを踏まえると、I-2で示した副理事長の報酬等の支給状況は、理事長の報酬額と適切な比較考慮により決定されているものと言え、その報酬水準は妥当なものであると判断している。

理事 役員報酬の支給水準の設定についての考え方は I-1-①で述べたとおりであり、理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して当機構の業務を掌理する役目を担っていることを踏まえると、I-2で示した理事の報酬等の支給状況は、理事長の報酬額と適切な比較考慮により決定されているものと言え、その報酬水準は妥当なものであると判断している。

監事 監事は、国土交通大臣から任命され、当機構の業務を監査するという職責を担うものであり、これに鑑みれば、I-2で示した監事の報酬等の支給状況は、理事長の報酬額と適切な比較考慮により決定されているものと言え、その報酬水準は妥当なものであると判断している。

#### 【主務大臣の検証結果】

当法人の業務目的は、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることである。  
その業務内容に鑑みれば、I-1-①で示された役員報酬水準の設定の考え方は、国の事務次官及び比較的同等と認められる規模の独立行政法人並びに民間企業の役員報酬額を踏まえて定められており、適当である。  
また、I-2の報酬実績は報酬水準の設定の考え方に即しており、法人の実績評価結果に鑑みても、法人の検証結果は適当である。

#### 4 役員退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分  | 支給額(総額)     | 法人での在職期間 |   | 退職年月日    | 業績勘案率 | 前職 |
|-----|-------------|----------|---|----------|-------|----|
|     |             | 年        | 月 |          |       |    |
| 理事A | 千円<br>2,360 | 2        | 0 | H27.9.30 | 1.1   | ※  |
| 理事B | 千円<br>4,130 | 3        | 6 | H27.9.30 | 1.1   | ※  |
| 理事C | 千円<br>3,397 | 3        | 2 | H27.9.30 | 1.0   | ※  |
| 監事  | 千円<br>3,884 | 4        | 0 | H27.9.30 | 1.0   |    |

注1:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄としている。

注2:理事A、理事B、理事C及び監事については、既に仮の業績勘案率により算出した支給額(理事A:1,716千円、理事B:3,004千円、理事C:2,718千円、監事:3,107千円)を当該役員に対して仮支給していたが、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定したことにより確定した退職手当の総額である。

#### 5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

| 区分  | 判断理由   |
|-----|--|
| 理事A | 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員退職金について」(平成27年3月24日閣議決定)及び「独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき算出されており、適当である。<br>なお、業績勘案率は、防災等危機的状況への対応実績を踏まえ「1.1」と決定した。 |
| 理事B | 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員退職金について」(平成27年3月24日閣議決定)及び「独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき算出されており、適当である。<br>なお、業績勘案率は、防災等危機的状況への対応実績を踏まえ「1.1」と決定した。 |
| 理事C | 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員退職金について」(平成27年3月24日閣議決定)及び「独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき算出されており、適当である。<br>なお、業績勘案率は、加減算すべき要因がないことから「1.0」と決定した。    |
| 監事  | 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員退職金について」(平成27年3月24日閣議決定)及び「独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき算出されており、適当である。<br>なお、業績勘案率は、加減算すべき要因がないことから「1.0」と決定した。    |

#### 6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当機構においては、業績手当の額に機構の業務実績に関する評価結果を勘案し、理事長が当該役員職務実績に応じ、100分の10の範囲内で、それを増額し、又は減額することができることとしており、引き続きこの制度を運用することとしている。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当機構は、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的としており、この目的を達成するために、利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川及び筑後川において、各水系の水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の新築(水の供給量を増やすものは着手済み事業等のみ)又は改築を実施するとともに、愛知豊川用水施設を含めた完成施設の管理・運用を行っている。

当機構がこれらの公共的な事業の実施を主な業務としている法人であることを踏まえ、職員給与水準を検討するにあたっては、国家公務員行政職(一)の平均給与月額及び公共事業を実施している他の独立行政法人のうち、常勤職員数や事業規模で比較的同等と認められる法人を参考として設定している。

#### ○国家公務員行政職(一)

所定内平均給与月額 410千円

人数 140,786人 平均年齢 43.6歳(平成28年国家公務員給与等実態調査)

#### ○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

所定内平均給与月額 450千円(所定内平均給与額 5,404千円÷12)

人数 1,005人 平均年齢 43.1歳

(平成27年度:役職員の報酬・給与等の水準の公表)

#### (参考)当機構

所定内平均給与月額 446千円(所定内平均給与額 5,360千円÷12)

人数 1,159人 平均年齢 45.5歳

(平成27年度:役職員の報酬・給与等の水準の公表)

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当機構は人事評価制度に基づき、毎年、職員の業績評価及び能力評価を実施しており、評価結果の給与への反映方法は以下のとおりである。

#### ○本給・・・平成16年度に導入、平成17年度から人事評価結果に応じ、本給月額を増減。

なお、平成26年度から、国に準じたピッチ方式(昇給幅による反映)に変更した。

#### ○業績手当・・・平成17年度から人事評価結果に応じ、70/100～130/100の範囲内において

成績率を決定し、支給している。

なお、業績反映部分の割合は30%としている。

導入当初は年間で最大約4万円の給与差であったが、現在では約50万円まで拡大している。

③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

○給与制度の内容

独立行政法人水資源機構職員給与規程に則り、本給及び諸手当(扶養手当、職責手当、地域手当、広域異動手当、住宅手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、深夜勤務手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、通勤手当、業績手当、在勤手当)としている。

業績手当については、期末手当相当分として、基礎額(本給+扶養手当+地域手当+広域異動手当+((本給+地域手当+広域異動手当)×各等級に応じた割合))に、7月においては、100分の141.75、12月においては、100分の159.25を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。また、勤勉手当相当分として、基礎額(本給+職責手当+((本給+地域手当+広域異動手当)×各等級に応じた割合))に業績手当の支給実施要領に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

○平成28年度における主な改定内容

①「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成27年12月4日閣議決定)に基づき、国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じて、以下の措置を講じた。

- ・地域手当の支給割合の引上げ
- ・広域異動手当の支給割合の引上げ
- ・単身赴任手当の支給額の引上げ

②「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成28年10月14日閣議決定)に基づき、国家公務員の給与改定に準じて、以下の措置を講じた。

- ・本給平均0.2%引上げ
- ・業績手当0.1月引上げ

③給与抑制措置

- ・本給5%カット(本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。)
- ・地域手当の異動保障の凍結
- ・地域勤務型職員の本給一律減額

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

| 区分    | 人員         | 平均年齢      | 平成28年度の年間給与額(平均) |             |           |             |
|-------|------------|-----------|------------------|-------------|-----------|-------------|
|       |            |           | 総額               | うち所定内       |           | うち賞与        |
|       |            |           |                  | うち通勤手当      |           |             |
| 常勤職員  | 人<br>1,147 | 歳<br>45.5 | 千円<br>7,299      | 千円<br>5,355 | 千円<br>111 | 千円<br>1,944 |
| 事務・技術 | 人<br>1,147 | 歳<br>45.5 | 千円<br>7,299      | 千円<br>5,355 | 千円<br>111 | 千円<br>1,944 |
| 在外職員  | 人<br>1     | 歳<br>-    | 千円<br>-          | 千円<br>-     | 千円<br>-   | 千円<br>-     |

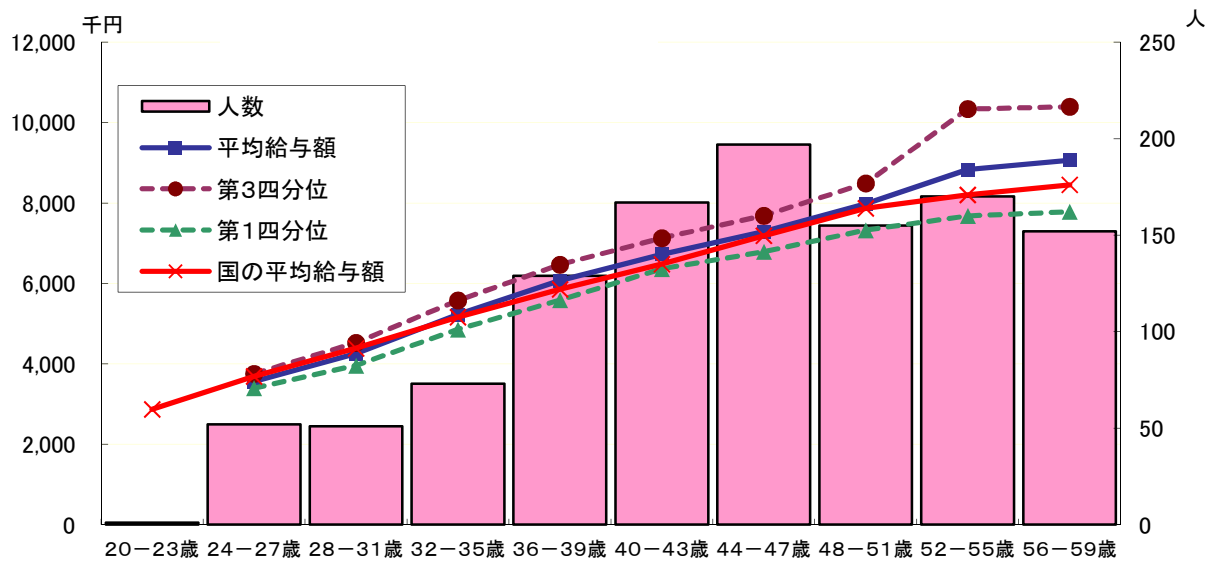
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の表中の研究職種、医療職種及び教育職種は該当者がいないため記載を省略している。

注3:再任用職員、任期付職員及び非常勤職員については、該当者がいないため記載を省略している。

注4:在外職員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外の記載は省略している。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2: 年齢20～23歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額  |              |
|-------------|----|------|--------|--------------|
|             |    |      | 平均     | 最高～最低        |
|             | 人  | 歳    | 千円     | 千円           |
| 代表的職位       |    |      |        |              |
| ・本部課長       | 21 | 53.2 | 10,330 | 11,945～7,236 |
| ・本部係長相当     | 69 | 40.2 | 6,714  | 8,618～5,115  |
| ・本部係員       | 14 | 28.4 | 4,140  | 5,462～3,259  |

④ 賞与(平成28年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

| 区分   |                 | 夏季(7月)      | 冬季(12月)     | 計           |
|------|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当)     | 69.8 %      | 69.8 %      | 69.8 %      |
|      | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | 30.2 %      | 30.2 %      | 30.2 %      |
|      | 最高～最低           | 38.4～25.8 % | 38.4～25.8 % | 38.4～25.8 % |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当)     | 71.6 %      | 71.7 %      | 71.6 %      |
|      | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | 28.4 %      | 28.3 %      | 28.4 %      |
|      | 最高～最低           | 35.8～24.1 % | 35.8～24.1 % | 35.8～24.1 % |



### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### ○事務・技術職員

| 項目                      | 内容  |                                |                                |                   |    |     |        |       |      |     |     |      |      |     |                       |      |       |     |          |      |   |     |              |      |      |     |              |      |       |     |              |       |       |      |                         |       |       |
|-------------------------|---|--------------------------------|--------------------------------|-------------------|----|-----|--------|-------|------|-----|-----|------|------|-----|-----------------------|------|-------|-----|----------|------|---|-----|--------------|------|------|-----|--------------|------|-------|-----|--------------|-------|-------|------|-------------------------|-------|-------|
| 対国家公務員<br>指数の状況         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 103.7</li> <li>・年齢・地域勘案 109.6</li> <li>・年齢・学歴勘案 103.7</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 109.2</li> </ul>  |                                |                                |                   |    |     |        |       |      |     |     |      |      |     |                       |      |       |     |          |      |   |     |              |      |      |     |              |      |       |     |              |       |       |      |                         |       |       |
| 国に比べて給与水準が<br>高くなっている理由 | <p><b>【地域・学歴を勘案した影響】</b><br/>当機構の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数については、次の理由により高くなっているものとする。</p> <p>(1)当機構の業務は、山間僻地に存在するダムや地方部に立地する水路を建設・管理・運用することであり、これにより下流の都市部の洪水防衛や水需要が逼迫している地域へ安定的に水を供給する目的が達成されるものである。<br/>そのため職員は、大規模地震や豪雨による洪水、水質事故などの突発的な災害による被害の防止・軽減を図るため、危機管理上24時間即応体制を執り、災害発生時においては、流域住民の生命、財産を守るため最前線の現場に直ちに出勤し、洪水調節や用水供給等の重要な判断を現場において即時に行うことが求められる。<br/>これらの業務を確実且つ安定的に実施するためには、高度な専門性及び判断力並びに豊富な経験を有する職員及び管理職を主たる業務地である山間僻地等に多数配置する必要があること、また、専門性の高い優秀な人材を継続的に確保する必要があることから、業務内容に相応の給与を支給している。</p> <p><b>【主な資格の保有者(平成28年4月1日現在)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・博士 12名</li> <li>・技術士 105名</li> <li>・一級土木施工管理技士 163名</li> <li>・ダム管理技士 11名</li> <li>・ダム管理主任技術者 23名</li> <li>・第一種ダム水路主任技術者 110名</li> <li>・第一種電気工事士 34名</li> <li>・測量士 21名</li> <li>・防災士 72名</li> </ul> <p>(2)当機構は、上述のとおり高度な専門性及び判断力並びに豊富な経験を有する職員を山間僻地等に多数配置しており、その結果として地域手当の非支給地に在勤する管理職等の比率が高くなることから、地域・学歴を勘案した指数が高くなっているものとする。</p> <p>また、国の本府省が地域手当支給区分の1級地(東京都特別区(20%))に置かれているのに対し、機構本社は3級地(埼玉県さいたま市(15%))に置かれており、国の地方支分部局の国家公務員と給与水準を比較することとなるが、これにより機構の管理職の割合が更に高くなることから、地域・学歴を勘案した指数が1ポイント程度高くなっているものとする。</p> <p>地域手当支給区分別人員構成割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支給区分</th> <th>機構事業所の主な所在地<br/>(1級地及び4級地は該当無し)</th> <th>国家公務員<br/>(行政職(一))</th> <th>機構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>東京都特別区</td> <td>30.4%</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>大阪市</td> <td>6.6%</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>さいたま市(本社所在地)、志木市、名古屋市</td> <td>8.0%</td> <td>22.8%</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>船橋市、神戸市等</td> <td>2.1%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5級地</td> <td>八千代市、大津市、奈良市</td> <td>8.3%</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>6級地</td> <td>行田市、岐阜市、高松市等</td> <td>8.6%</td> <td>13.1%</td> </tr> <tr> <td>7級地</td> <td>前橋市、豊橋市、徳島市等</td> <td>11.1%</td> <td>18.7%</td> </tr> <tr> <td>非支給地</td> <td>沼田市、長野県木祖村、南丹市、三好市、朝倉市等</td> <td>24.8%</td> <td>37.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成28年国家公務員給与等実態調査)</p> | 支給区分                           | 機構事業所の主な所在地<br>(1級地及び4級地は該当無し) | 国家公務員<br>(行政職(一)) | 機構 | 1級地 | 東京都特別区 | 30.4% | 0.3% | 2級地 | 大阪市 | 6.6% | 2.6% | 3級地 | さいたま市(本社所在地)、志木市、名古屋市 | 8.0% | 22.8% | 4級地 | 船橋市、神戸市等 | 2.1% | — | 5級地 | 八千代市、大津市、奈良市 | 8.3% | 5.5% | 6級地 | 行田市、岐阜市、高松市等 | 8.6% | 13.1% | 7級地 | 前橋市、豊橋市、徳島市等 | 11.1% | 18.7% | 非支給地 | 沼田市、長野県木祖村、南丹市、三好市、朝倉市等 | 24.8% | 37.0% |
|                         | 支給区分  | 機構事業所の主な所在地<br>(1級地及び4級地は該当無し) | 国家公務員<br>(行政職(一))              | 機構                |    |     |        |       |      |     |     |      |      |     |                       |      |       |     |          |      |   |     |              |      |      |     |              |      |       |     |              |       |       |      |                         |       |       |
| 1級地                     | 東京都特別区  | 30.4%                          | 0.3%                           |                   |    |     |        |       |      |     |     |      |      |     |                       |      |       |     |          |      |   |     |              |      |      |     |              |      |       |     |              |       |       |      |                         |       |       |
| 2級地                     | 大阪市   | 6.6%                           | 2.6%                           |                   |    |     |        |       |      |     |     |      |      |     |                       |      |       |     |          |      |   |     |              |      |      |     |              |      |       |     |              |       |       |      |                         |       |       |
| 3級地                     | さいたま市(本社所在地)、志木市、名古屋市   | 8.0%                           | 22.8%                          |                   |    |     |        |       |      |     |     |      |      |     |                       |      |       |     |          |      |   |     |              |      |      |     |              |      |       |     |              |       |       |      |                         |       |       |
| 4級地                     | 船橋市、神戸市等  | 2.1%                           | —                              |                   |    |     |        |       |      |     |     |      |      |     |                       |      |       |     |          |      |   |     |              |      |      |     |              |      |       |     |              |       |       |      |                         |       |       |
| 5級地                     | 八千代市、大津市、奈良市  | 8.3%                           | 5.5%                           |                   |    |     |        |       |      |     |     |      |      |     |                       |      |       |     |          |      |   |     |              |      |      |     |              |      |       |     |              |       |       |      |                         |       |       |
| 6級地                     | 行田市、岐阜市、高松市等  | 8.6%                           | 13.1%                          |                   |    |     |        |       |      |     |     |      |      |     |                       |      |       |     |          |      |   |     |              |      |      |     |              |      |       |     |              |       |       |      |                         |       |       |
| 7級地                     | 前橋市、豊橋市、徳島市等  | 11.1%                          | 18.7%                          |                   |    |     |        |       |      |     |     |      |      |     |                       |      |       |     |          |      |   |     |              |      |      |     |              |      |       |     |              |       |       |      |                         |       |       |
| 非支給地                    | 沼田市、長野県木祖村、南丹市、三好市、朝倉市等   | 24.8%                          | 37.0%                          |                   |    |     |        |       |      |     |     |      |      |     |                       |      |       |     |          |      |   |     |              |      |      |     |              |      |       |     |              |       |       |      |                         |       |       |

|                         |   |              |       |       |  |    |       |                         |       |      |  |    |       |              |         |      |  |    |       |
|-------------------------|---|--------------|-------|-------|--|----|-------|-------------------------|-------|------|--|----|-------|--------------|---------|------|--|----|-------|
|                         | <p>(3)当機構は、全国7水系に本社のほか、総合技術センター、3支社・局及び31事業所を設けてダム及び水路などの様々な形態の施設の建設・管理・運用を行っており、当該業務の安定的な実施及び建設事業の進捗に対応するため、職員は2年から3年程度の周期で全国転勤を含めた人事異動を実施しており、その主な業務場所が山間僻地等であることから、広域異動手当及び単身赴任手当の支給対象者の割合が国家公務員と比較して高くなっており、地域・学歴を勘案した指数が高くなっているものと考え。</p> <p>なお、人事異動については、平成26年度より全国転勤からブロック勤務への転換を進めているところである。</p> <table border="0"> <tr> <td>・広域異動手当支給対象者</td> <td>国(全体)</td> <td>11.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機構</td> <td>40.7%</td> </tr> <tr> <td>※上記のうち事務所間の異動距離が300km以上</td> <td>国(全体)</td> <td>4.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機構</td> <td>29.2%</td> </tr> <tr> <td>・単身赴任手当支給対象者</td> <td>国(行(一))</td> <td>8.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機構</td> <td>27.1%</td> </tr> </table> <p>(平成28年国家公務員給与等実態調査)</p>   | ・広域異動手当支給対象者 | 国(全体) | 11.9% |  | 機構 | 40.7% | ※上記のうち事務所間の異動距離が300km以上 | 国(全体) | 4.7% |  | 機構 | 29.2% | ・単身赴任手当支給対象者 | 国(行(一)) | 8.7% |  | 機構 | 27.1% |
| ・広域異動手当支給対象者            | 国(全体)   | 11.9%        |       |       |  |    |       |                         |       |      |  |    |       |              |         |      |  |    |       |
|                         | 機構  | 40.7%        |       |       |  |    |       |                         |       |      |  |    |       |              |         |      |  |    |       |
| ※上記のうち事務所間の異動距離が300km以上 | 国(全体)   | 4.7%         |       |       |  |    |       |                         |       |      |  |    |       |              |         |      |  |    |       |
|                         | 機構  | 29.2%        |       |       |  |    |       |                         |       |      |  |    |       |              |         |      |  |    |       |
| ・単身赴任手当支給対象者            | 国(行(一))   | 8.7%         |       |       |  |    |       |                         |       |      |  |    |       |              |         |      |  |    |       |
|                         | 機構  | 27.1%        |       |       |  |    |       |                         |       |      |  |    |       |              |         |      |  |    |       |
| <p>給与水準の妥当性の検証</p>      | <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 25.5%】<br/>(国からの財政支出額 395億円、支出予算の総額 1,551億円:平成28年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成27年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 30.7%(常勤職員数1,148名中353名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 48.3%(常勤職員数1,148名中554名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 7.8%】<br/>(支出総額 1,417億円、給与・報酬等支給総額 111億円:平成28年度決算)</p> <p>(法人の検証結果)</p> <p>当機構は、上述のとおり洪水防御や水需要が逼迫している地域へ安定的に水を供給するために危機管理上24時間即応体制を執る必要があることから、高度な専門性及び判断力並びに豊富な経験を有する職員を山間僻地等に多数配置し、危険かつ困難な状況の中で、常に緊張感を持って業務を行う必要があることなどを考慮したものであり、このような業務に従事する専門性の高い優秀な人材を継続的に確保するために必要な給与水準としている。</p> <p>また、当該業務の安定的な実施及び建設事業の進捗に対応するため、職員は2年から3年程度の周期で全国転勤を含めた人事異動を実施しており、その主な業務場所が山間僻地等であることから、広域異動手当及び単身赴任手当が国と支給基準が同じであるものの、当該手当の支給対象者の割合が国家公務員と比較して高くなっていることなどの要因により、特に年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が高くなる傾向にある。</p> <p>これらの要因を踏まえ、広域異動手当及び単身赴任手当の支給対象者の割合を国家公務員と同程度とした場合における当機構の対国家公務員指数を試算すると、年齢勘案指数は「100.7」、年齢・地域・学歴勘案指数は「106.2」となることを考慮すれば当機構の給与水準は妥当なものであると考えており、引き続き、給与水準の適正化を図るための措置を講じていくこととする。</p> <p>(主務大臣の検証結果)</p> <p>当法人の業務目的は、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることである。</p> <p>その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①で示された給与水準の設定の考え方は、国家公務員行政職(一)の平均給与月額及び比較的同等と認められる規模の独立行政法人を踏まえて定められており、適当である。また、Ⅱ-2の給与実績は給与水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は適当である。</p> |              |       |       |  |    |       |                         |       |      |  |    |       |              |         |      |  |    |       |

|              |  |
|--------------|--|
| <p>講ずる措置</p> | <p>(1)これまでの取組<br/>     当機構の給与水準については、全国規模での人事異動等の勤務実態を踏まえて決定してきたが、利水者や国民の皆様の一層のご理解が得られるよう、これまでに以下に掲げる給与抑制等の措置を講じている。</p> <p>① 職員本給のカット<br/>     平成17年度から職員の本給カット(本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。)を実施しており、平成28年度においては本給の5%カットを引き続き実施した。</p> <p>② 昇給の停止等<br/>     平成22年度及び平成26年度においては昇給・昇格の1ヶ月延伸を実施し、平成23年度及び平成24年度においては昇給の停止を実施した。</p> <p>③ 職員本給の現給保障の段階的廃止から全面廃止<br/>     平成18年4月に実施された国家公務員の給与構造改革に準じ、機構の職員本給を平均4.8%引き下げたことに伴い、現給保障として、引き下げ前の職員本給との差額を支給する措置については、国に先行して平成23年度においては100分の50を引き下げ、平成24年度に全面的に廃止した。</p> <p>④ 地域手当のカット等<br/>     平成22年度から地域手当の支給割合の20%カット及び地域手当の異動保障の凍結を実施しており、平成28年度においては、異動保障の凍結を引き続き実施した。</p> <p>⑤ 業績手当の支給月数の減<br/>     管理職に対する平成21年12月期業績手当については、国家公務員に準じた支給月数の引き下げ(0.35月)に加え、さらに、0.05月～0.1月カットを行った。</p> <p>⑥ 地域勤務型職員制度の拡大<br/>     平成17年度から50歳以上の職員を対象とし、同一地域内での異動を行う職員については、本給(本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。)を一律に減額する制度を導入している。なお、平成21年度より、本制度は、年齢制限を撤廃して運用している。</p> <p>⑦ 人事制度の抜本的な見直し<br/>     人事異動の考え方を全国転勤からブロック勤務への転換を行うことによる給与水準の見直しを平成26年度に実施した。<br/>     ・国の俸給表の考え方を踏まえた新本給表を策定した。<br/>     ・新本給表の運用にあたっては、本給月額を6%程度引き下げた。<br/>     ・勤務成績の本給への反映については、国に準じたピッチ方式(昇給幅による反映)とした。<br/>     ・55歳以上の職員については、国に準じて、原則昇給停止とした。</p> <p>⑧ 職責手当の見直し<br/>     平成27年度から現場管理職の職責手当の引下げを実施した。</p> <p>(2)今後の取組<br/>     今後とも利水者や国民の皆様の一層のご理解が得られるよう、平成29年度においては、以下に掲げる給与抑制等の措置を講じて、引き続き給与水準の適正化を図っていくこととしている。</p> <p>① 職員本給のカット<br/>     平成29年度においても、引き続き本給の5%カットを実施することとしている。</p> <p>② 地域手当の異動保障の凍結<br/>     平成29年度においても、引き続き地域手当の異動保障の凍結を実施することとしている。</p> <p>③ 地域勤務型職員制度の運用<br/>     地域勤務型職員の制度については、引き続き運用することとしている。</p> |
|--------------|--|

#### 4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給、独身)  
月額 192,500円 年間給与 3,138,000円
- 35歳(本社係長相当、配偶者・子1人)  
月額 342,000円 年間給与 5,562,000円
- 45歳(本社課長補佐、配偶者・子2人)  
月額 456,000円 年間給与 7,504,000円

#### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

前年度の人事評価結果に応じて、昇給及び業績手当に反映しており、人事評価結果及びその反映の仕方について着実に運用することを当面の方針としている。

### Ⅲ 総人件費について

| 区 分                 | 平成25年度           | 平成26年度           | 平成27年度           | 平成28年度           |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 給与、報酬等支給総額<br>(A)   | 千円<br>10,245,352 | 千円<br>11,076,071 | 千円<br>11,236,426 | 千円<br>11,143,910 |
| 退職手当支給額<br>(B)      | 千円<br>1,172,674  | 千円<br>1,067,007  | 千円<br>1,078,970  | 千円<br>1,146,578  |
| 非常勤役職員等給与<br>(C)    | 千円<br>879,524    | 千円<br>911,733    | 千円<br>945,829    | 千円<br>972,032    |
| 福利厚生費<br>(D)        | 千円<br>2,318,322  | 千円<br>2,538,048  | 千円<br>2,693,707  | 千円<br>2,587,479  |
| 最広義人件費<br>(A+B+C+D) | 千円<br>14,615,872 | 千円<br>15,592,859 | 千円<br>15,954,932 | 千円<br>15,849,999 |

注:中期目標管理法のため、中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載している。

#### 総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因

##### 1 給与、報酬等支給総額

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、本給、業績手当及び地域手当等の引上げがあったものの、職員数の減少により、対前年度比は0.8%減となった。

##### 2 最広義人件費

「退職手当支給額」及び「非常勤役職員等給与」が増額となったものの、上記1の要因により「給与、報酬等支給総額」及び「福利厚生費」が減額となったことにより、対前年度比は0.7%減となった。

「国家公務員の退職手当支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講じた。

#### 【役員】

・平成25年3月1日以降に退職する役員について、国家公務員に準じた調整率(※1)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

- ※1
- ①退職日が平成25年3月1日～平成25年11月30日 98/100
  - ②退職日が平成25年12月1日～平成26年8月31日 92/100
  - ③退職日が平成26年9月1日～ 87/100

**【職員】**

・平成25年8月1日以降に退職する職員について、国家公務員に準じた調整率(※2)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

- ※2
- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| ①退職日が平成25年8月1日～平成26年4月30日 | 98/100 |
| ②退職日が平成26年5月1日～平成27年1月31日 | 92/100 |
| ③退職日が平成27年2月1日～           | 87/100 |

IV その他

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成28年10月14日閣議決定)に基づき、国家公務員の扶養手当の見直しに準じた措置として、平成29年4月から以下の措置を段階的に実施することとした。

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| ①配偶者に係る手当額の減額 | 13,000円 → 6,500円         |
| ②子に係る手当額の増額   | 6,500円 → 10,000円         |
| ③子に係る手当以外の手当額 | 本社部長相当は不支給、本社課長相当は3,500円 |